

文化・スポーツクラブ会長
市民図書室運営委員会代表

横浜市教育委員会事務局
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第8報 補足】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

令和2年6月19日付教学第481号通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第8報】」にてお知らせしました「学校開放事業の再開に関する注意事項」について、ご質問やご意見等が多い項目について次のとおり補足させていただきます。

【補足内容】

1 再開に関する全般的な内容

第8報の通知は、必ずしも8月1日からの再開を指示するものではありません。学校が、学校教育に影響があると判断する場合や、運営団体（または利用団体）の提示する感染防止対策が不十分であると判断した場合、学校開放事業の再開はできません。同様に、運営団体または利用団体が再開に不安を感じている場合、不安が解消されるまで学校開放事業を中止して問題ありません。

2 別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】」

チェックシートは運営団体と学校とで話し合った内容を明文化して保存しておくためのものです。調整結果記入欄には調整により決まった内容を簡潔に記載します。なお、記入欄に書ききれない、あるいはチェックシートの項目が足りない場合などは別紙を作成して構いませんので、万全の感染防止対策を行ってください。

3 (1) ア利用してよい場所の決定 [2ページから3ページ]

【体育館、武道場】


「武道など至近距離での接触が多い種目は、感染の可能性が高いため当面不可」

武道（剣道、柔道、相撲、それらに類するもの）など至近距離での接触が多い種目は感染症対策を行ったうえでも、感染の危険性が高いため当面不可となっていますが、至近距離で組み合う、接触する活動をしない実施内容であれば、感染防止対策を徹底したうえで実施可能とします。

また、体育館、武道場におけるダンスや体操等の利用についても、換気を十分に行い、運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも2m）を空けるなど既存の条件を守り、感染防止対策を徹底したうえで実施可能とします。

既に再開に向けた事前調整を始めている団体につきましては、度々のご連絡でお手数をお掛けして申し訳ございません。

なお、学校開放の再開時期につきましては、引き続き8月1日（土）以降（校庭等の屋外施設に限り7月19日（日）以降の日曜日・祝日）、万全の感染症対策が取られていると学校が認めた場合に再開を可能としており、取り扱いに変更はありません。

裏面あり 

【再開にあたっての留意点】

各学校では、授業や部活動など教育活動を行うため細心の注意を払い感染防止対策を行っているところです。学校開放事業においても、他の人と距離を取る、近距離での会話や大声での発声を避ける、児童生徒と共用となる部分（手洗い場やトイレなど）の消毒など感染防止対策を徹底して行ってください。

- ★今回の補足と併せて、令和2年6月19日付教学第481号通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第8報】」を必ず確認し、学校と事前調整を行ってください。
- ・学校運営や地域の状況によっては、引き続き学校開放事業は中止となる場合があります。また、感染防止対策が万全でない場合も、中止になることがあります。
- ・開放の中止や使用許可の取消しなど、学校の指示に従ってください。
- ・チェックシートは屋外施設と屋内施設など利用場所ごとに分けて作成して問題ありません。

市民の皆様に対して横浜市のホームページ（学校開放事業とは）において広報いたしますが、各利用団体及び利用者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、状況が変わりましたら別途通知させていただきます。

学校支援・地域連携課

地域連携係

TEL 671-3278